

令和 8 年度

会津医療センター建物清掃業務委託

一般競争入札  
入札説明書



令和 8 年 1 月

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター

# 入札説明書

公立大学法人福島県立医科大学が発注する会津医療センター建物清掃業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という）については、公立大学法人福島県立医科大学特定調達契約事務 取扱細則（以下「契約細則」という。）第6条の規定に基づき、本件契約に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

## 1 発注者（契約権者）

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

## 2 入札に付する事項

### （1）件名及び数量

会津医療センター建物清掃業務委託 一式

### （2）仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

### （3）履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### （4）履行場所

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター  
(福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地2)

## 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

公告2の（1）から（8）までを準用する。

## 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、入札参加資格確認申請書（様式1）に次の書類を添付し、下記5の(1)の場所に提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること（郵便による場合は書留郵便とする）。

なお、令和8年2月27日（金）午後5時00分までに申請を行わなかったときには、入札に参加する者に必要な資格が与えられない場合がある。

また、資格確認の結果を申請者に通知する。

- (1) 上記3に基づく資格を有することを証明する書類（許可証の写し等、入札参加資格者名簿登録通知書の写し等）
- (2) 業務実績証明書（様式2）※現在、当法人の業務を受託している場合は除く
- (3) 入札出席届（様式5）

- (4) 本業務を履行するに当たっての実施体制及び配置人員数（様式7）
- (5) 本業務を履行するに当たって、予定する作業従事者の住所、氏名、年齢、性別、申請日  
現在の勤務場所及び業務の経験年数を記載した名簿（様式8）
- (6) 業務責任者については、その者が社員であることの証明書類（健康保険及び厚生年金保  
険被保険者標準報酬決定通知書の写し等）及び責任者の要件を備えていることの証明書類  
なお、業務責任者について、落札した場合に令和8年4月1日より本業務に従事させる  
旨の確約書（社名、代表者を記載し押印したもの：様式任意）  
また、業務責任者及び副業務責任者については、真にやむを得ないと発注者が認める場  
合以外には、落札後の変更は認めない。
- (7) 医療関連サービスマークの認定を受けていることを示す、同認定証書の写し
- (8) 親子会社等に關係する調書（様式9）
- ※ 返信用として長3封筒を同封すること。
- 入札参加資格確認結果通知書（様式10）の送付先の宛名を記入すること。（切手要）

## 5 入札書の提出場所等

### (1) 入札書の提出場所

郵便番号 〒969-3492  
住 所 福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地2  
公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター総務課  
電話 0242-75-2100 FAX 0242-75-2150

### (2) 入札説明会

開催しない。

### (3) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月12日（木）午前9時30分  
公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター2階 第4会議室  
なお、郵便により入札書を提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年  
3月11日（水）午後5時00分までに必着のこと。

### (4) 入札に関する質問及び回答

質問のある場合は、入札説明書等に関する質問書（様式6）により、令和8年2月13日  
(金) 17時00分までに上記5(1)に必着するよう、直接又はファクシミリにより提出  
すること。（ファクシミリの場合は、送信後上記5(1)へ到着確認を行うこと）  
なお、これに対する回答は、令和8年2月20日（金）までに、公立大学法人福島県立医  
科大学ホームページに掲載する。

## 6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式3）に必要とする事項を記載し、上記5の（3）に示す  
日時及び場所へ郵送又は持参すること。
- (2) 代理人が出席する場合は委任状（様式4）を提出すること。
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

## 7 低入札価格調査制度に関する事項

(1) 本件は、低入札価格調査制度適用業務である。

(2) 低入札価格調査について

落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回った場合は、調査のための書類等の提出を求め、以下に示す内容により調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを確認する。

調査の対象となった落札候補者は、調査に協力しなければならない。

なお、当該落札候補者は、提出を求められた調査のための書類等を、指定された期日までに提出しなければならない。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる場合は、当該落札候補者を失格とする。

ア 当該価格で入札した理由

イ 入札価格内訳書

ウ 業務計画書

エ 作業計画書

オ 業務関係者届出書

カ 業務従事者配置表

キ 清掃業務用機械・資材の状況

ク 本件業務と同種業務の履行実績

ケ 現在の受注・手持ち業務状況

コ 経営状況及び信用状況（不渡り有無、賃金不払いの有無、下請代金の支払遅延事実の有無についての申告、納税証明書、財務諸表、直前3年の各営業年度における受注金額の報告）

サ その他必要な事項

(3) 調査基準価格を下回り落札者となった場合の契約の条件

落札候補者の入札金額が調査基準価格（非公表）を下回り落札者となった場合には、本件入札説明書の記載事項にかかわらず、以下の内容を契約の条件とする。

ただし、落札候補者は、当該契約条件では履行できないと判断する場合には、落札者決

定前に辞退することができる。

ア 当該業務における契約保証金は、業務委託料の100分の15以上とする。

イ 当該業務における業務責任者は専任の者とする。

なお、「専任」とは当該業務の全期間にわたって他の業務に従事せず、当該業務にのみ従事することであり、他の業務の業務責任者を兼ねることはできないことをいう。

## 8 入札保証金

(1) 入札保証金額は見積もる契約金額の100分の3以上とする。

(2) 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

(3) 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

福島県債証券	額面全額
国債証券	額面全額の10分の8
地方債証券（福島県債証券を除く。）	額面全額の10分の8

## 9 入札保証金の免除

次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

(2) 4の資格を有する者が過去2年間に国、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む）、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 10 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、入札者及びその代理人を立ち会わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(4) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付すことができるものとする。

## 11 入札者に要求される事項

入札者は、この公告及び入札説明書に示した必要な資格の確認を受けるための書類を4に掲げる期日までに提出しなければならない。また、入札者は、提出した書類に関し開札日の前日までの間において、福島県立医科大学理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、申請内容に関して不備や不明な点がある場合は、その理由について説明を求めるとともに内容の補正を求める場合がある。その場合に正当な理由がなくこれに応じない場合は、

入札に参加する者に必要な資格が与えられない場合がある。

## 12 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
  - ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え又は撤回をすることができない。

## 13 入札の取り止め等

入札者が相連合（談合）し、又は不正の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

## 14 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札

- (8) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

## 15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
ただし、入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回った場合には、必ずしも落札者とはならない場合がある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、随意契約をすることができる。
- (4) 入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回った場合には、入札者に対して落札者の決定を保留し、落札者については後日決定し、その内容を通知することを告げて入札を終了する。この場合においては、当該入札者名を公表する。  
上記7（2）で定める低入札価格調査により、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認めた場合は、最低価格入札者を落札者と決定し、当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合は、予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低価格をもって入札した者（次順位者）を落札者と決定する。

なお、次順位者の入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回った場合には、上記7（2）で定める低入札価格調査を実施する。

## 16 落札者に要求される事項

落札者は、落札決定後次の書類を令和8年3月19日（木）までに提出しなければならない。

また、期日までに書類が提出されない場合は、落札の決定を取消す場合がある。

- (1) 確定の業務従事者の名簿（住所、氏名、年齢、性別及び業務の経験年数を記載したもの）及び本人確認のため写真を貼付した全員の履歴書。

なお、確定の業務従事者は、令和8年4月1日より本業務に従事できる者とし、確定の業務従事者数は、入札参加資格確認申請時の人数を下回ってはならない。

- (2) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの勤務予定表
- (3) 業務内容の報告及び記録の様式

## 17 落札者決定の通知

落札者に対しては、落札決定後、電話等の確実な方法により速やかに通知する。

なお、入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回り、上記7（1）で定める低入札価格調査の実施を経て落札者を決定した場合においては、落札者に加えて、他の入札者全員に対してもその旨を通知するものとする。

## 18 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）で納めるものとする。
- (3) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第1項ただし書き（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

## 19 契約書の作成

- (1) 委託契約書（別紙のとおり。以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、履行期間の初日までに取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が 上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは 落札の決定を取消すことがある。
- (4) 契約書は、別添契約書（案）により落札者が作成するものとする。

## 20 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 21 契約条項

契約書（案）による。

## 22 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

## 23 苦情の申し立て

すべての競争入札参加有資格者は、本契約に係る入札等について政府調達に関する協定の規定に違反する調達が行われたと判断する場合は、調達をする発注者等へ協議又は苦情を申し出ることができる。

## 24 その他

(1) 低入札価格調査基準価格（非公表）を下回る入札金額で落札、契約締結した場合は、低入札価格調査で当該落札者が説明した内容の履行状況を確認するため、業務完了後に調査を実施する場合がある。

調査の対象となった場合は、調査に協力しなければならない。

(2) 本件入札は、契約に係る予算が承認され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

## 別記 1

### 資本関係又は人的関係に関する事項

入札に参加しようとする者に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。  
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、公正な入札の確保に反するものではないことに留意すること。

#### 1 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

- (1) 親会社と子会社の関係にある場合。（資本比率が50%を超える場合）
- (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

#### 2 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

- (1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
- (2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

#### 3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1または2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

## 別記 2

### 公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

#### （契約保証金）

第39条 契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の5以上（工事等の請負契約にあっては、100分の10以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

一 福島県債証券	額面全額
二 国債証券	額面全額の10分の8
三 地方債証券（福島県債証券を除く）	額面全額の10分の8
四 理事長が確実であると認める社債権	時価の10分の8